

演習シート

ケース

通所施設の静養室のベッドで就寝している 95 歳の要介護Ⅳの女性がベッドから転落し、右大腿骨顆上骨折の傷害を負って入院し、右下肢の 4 センチメートル短縮、右膝関節の屈曲拘縮による歩行不能、認知状態の増悪の後遺障害を負うこととなった。

当時原告を含めて 7 名の利用者を見守り中の施設職員は、静養室に背を向ける形で隣室のソファに座っていたところ来客があり、その対応のために離席した約 15 秒後に「ドスン」という音がしたので駆けつけたところ、女性は床に転倒していた。

応急処置を施し近隣の医院に運び、町立病院に移動した。帰りが遅いことで電話をして家族は事故を知った。

施設側の主張

当時 7 名の利用者がおり、いずれも 84 歳から 102 歳の高齢で、認知症であったり、一人では転倒、骨折の危険がある者であったため、原告 1 人を常時目を離さずに見守りをする状況ではなかった。

原告は、後ろ向きの見守りを問題視するが、施設職員がいた位置と静養室の段差まではわずか 2 メートルであり、原告が万が一起き出して移動しようとするれば、その変化や物音を十分に感知できる状態であった。

来客への対応が長引きそうであれば、他の職員に見守りを依頼するつもりであったが、わずか 15 秒離れた間の出来事であった。

今回で 52 回目の利用であるが、これまで静養中に起き出すことはなかった。